## 目的

自転車通勤を推進する企業・団体に対する認定制度の創設により、 自転車通勤を積極的に推進する事業者の取組を広く発信し、 ひいては、企業活動における自転車通勤や業務利用の拡大を図る。

## 位置付け

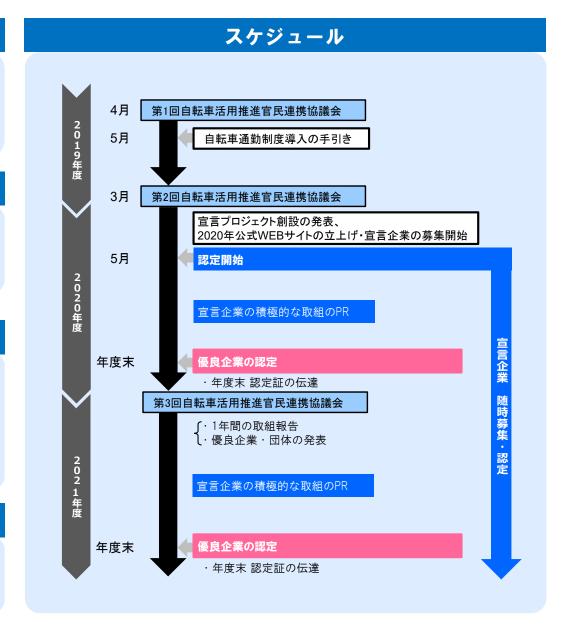
自転車通勤を推進する企業・団体に対する自転車活用推進本部長による認定により、自転車通勤の取組を広く発信

## 実施内容

- ①宣言企業、優良企業の募集・認定
- ②認定ロゴマークの付与
- ③自転車通勤を推進する取組の情報発信

## 運営体制

自転車活用推進本部事務局・自転車活用推進官民連携協議会で 審査を行い、自転車活用推進本部長が認定を行う。



# 「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトの概要

## 《宣言企業の認定の概要》

## 以下の1及び2のすべて満たす企業・団体であること

- 1.2人以上の従業員がいること
- 2. 日本に所在の企業・団体であること (事業所単位でも申請可)

## 以下の1~3の項目をすべて満たした企業・団体を認定

- 1. 自転車通勤を認めていること
- 2. 以下の自転車利用に関する取組①~③を満たしていること
  - ①企業・団体または従業員が自転車通勤のための駐輪場を確保
  - ②自転車で通勤する従業員向けの安全教育を年に1回以上実施
  - ③白転車で涌勤する従業員の白転車捐害賠償責任保険等の加入を義務化
- 3. 社会通念上、認定するのにふさわしくないと判断される事由がないこと

認定基準

### 宣言企業に認定された日から5年間有効

## 負費担用

## 申請や認定に伴う費用なし

※申請書類の作成費・郵送費等は企業側で負担

## X IJ

ッ

- ・公式WEBサイト等での宣言企業の紹介
- ・認定ロゴマークの使用権限の付与

申請書、自転車通勤規程等、認定基準確認書、誓約書などを提出

募集

認定企業

※申請受付、認定 は随時実施

原則2週間程度

## 《優良企業の認定の概要》

# の

### 以下の1及び2のすべて満たす企業・団体であること

- 1. 宣言企業に認定されていること
- 2. 自転車通勤者が100名以上または全従業員の2割以上を占めること (事業所単位でも可)

以下の1)~4)の項目のうち1つ以上の要件を満たし、かつ、

# 認定基準

独自の積極的な取組や地域性を含めて総合的に勘案し、特に優れた企 業・団体を認定(毎年5企業・団体程度を想定)

- 1) 定期的な点検整備の義務化
- 2)自転車盗難対策の義務化
- 3) 自転車通勤時のヘルメット着用の義務化
- 4)その他、宣言企業の自転車利用に関する 取組(①~③、上記1)~3)以外の取組)
- <4)の取組の事例>
- 自転車通勤者への自転車通勤手当の支給
- 自転車通勤に関する主管部署を設置
- 自転車利用環境整備(ロッカールーム、シャワー、 乾燥室等)を実施
- 自転車通勤の促進に向けた取組(情報発 信、イベント等)を実施

## 期有限効

## 宣言企業の有効期限

# 負費担用

## 認定に伴う費用なし

## X ij ッ

- ・自転車活用推進本部長が優良企業を表彰
- ・公式WEBサイト等での優良企業の紹介
- ・認定ロゴマークの使用権限の付与

宣言企業の積極的な 宣言企業 の認定

PR·資料提供 宣言企業の 取組情報募集

年度末頃

※原則として年1回認定を行う

## ■:協議会が実施 ■:申請(宣言)企業が実施 ■:国土交通省(自転車活用推進本部長)が実施

# 「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトの概要

## 宣言企業に申請する際に必要となる提出物・審査方法

認定基準の項目等		認定基準の項目等	申請する際に必要となる提出物	事務局での審査の観点
認定基準の項目	2人以上の従業員がいて、 日本に所在がある企業・団体※1 (事業所単位※2でも申請可)		①13桁の法人番号 ②会社の所在地、従業員数を明示した会社案内·会社概要	①内閣官房が開設しているWEBサイト「法人インフォ」から、法人番号を検索し、所在地、従業員数と会社案内・会社概要に明示している会社の所在地、従業員数が合っているか確認
	自	転車通勤を認めている※3	·自転車通勤を認めていることを明示した社内規程·規約·規則等 (※自転車通勤手当の規則や自転車通勤許可申請書でも可)	・自転車通勤を認めていることが読み取れるか確認
	自転車に関する取組の実施状況	①企業・団体または従業員が自転車通勤のための駐輪場を確保	・企業又は団体により従業員が利用する駐輪場を確保する、または 従業員自身が個別に駐輪場を確保することを義務付けていること を示す資料 (※社内規程・規約・規則、従業員自身による駐輪場確保を明 示した自転車通勤許可申請書でも可) (※従業員自身が個別に駐輪場を確保する場合、駐輪場の利 用を証明するための「駐車場領収書提出様式」が必要)	・企業により従業員が利用する駐輪場を確保する、または従業員自身が個別に駐輪場を確保することを義務付けていることを証明する書類に「駐輪場の確保」について明記しているか確認
		②自転車で通勤する従業員向 けの安全教育を年に1回以上 実施	·「安全教育実施証明書」(様式第1-3号)を提出 (※実施内容、実施日時、参加者数、実施の様子の写真等)	・「安全教育実施証明書」から年1回以上実施しているか確認
		③自転車で通勤する従業員の 自転車損害賠償責任保険等 への加入の義務化	·自転車で通勤する従業員による自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化していることを示す資料 (※社内規程・規約・規則、自転車通勤申請書でも可)	·従業員による自転車損害賠償責任保険等への加入の義務付けを証明する書類に、「従業員の自転車損害賠償保険等へ加入」について明記しているか確認
	社会通念上、認定するのにふさわし くないと判断される事由がないこと		・社会通念上、認定するのにふさわしくないと判断される事由がない ことを証明する「誓約書」(様式第1-4号)を提出	・誓約書に、署名、押印がされているか確認
その	他	自転車通勤を積極的に推進 する取組(任意)	·上記①~③の取組以外に、自転車通勤の推進にあたり取り組んでいるもの関する情報(様式自由)	·優良企業の認定のための参考情報となる。 ※別途、宣言企業の取組に関する情報を募集予定

- ※1:企業・団体とは、企業のほか、自治体、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人等、公益法人、協同組合等に該当する事業者
- ※2:全社単位で申請するためには、全事業所を横断する統一の「自転車通勤規程・規約・規則等」が必要
- また、事業拠点が複数あり、事業所毎に独自の「自転車通勤規程・規約・規則等」を保有している場合は、一括申請はできるが事業所毎に証明するための資料の提出が必要(認定は、事業所単位となる)
- ※3:業務委託元で自転車通勤制度等を導入していても、業務委託先が自転車通勤制度を導入していない場合は、業務委託先が「自転車通勤推進企業宣言プロジェクト」に申請することはできない

# 「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトの認定ロゴマーク

## ■宣言企業



## ■優良企業



## 認定ロゴマークの目的

● 「宣言企業」・「優良企業」に認定された企業・団体が、社会一般へ「自転車通勤の積極的な推進により、環境負荷軽減や従業員の健康増進に取り組んでいる企業」としてPRし、イメージアップを図るため、自社のホームページや名刺などに使用することができる。

## 使用規約

- 認定ロゴマークの使用方法
  - ✓ 「自転車通勤推進企業宣言プロジェクトの認定ロゴマークマニュアル」に基づいて使用
  - ✓ ホームページ、広報資料、従業員の名刺等で使用可能
  - ✓ ただし、法令や公序良俗に反するような方法など、プロジェクトの趣旨に反する使用は不可
- 認定ロゴマークの使用中止
  - ✓ 不適切な使用があり、使用許可を取り消した場合
  - ✓ 認定企業・団体の認定が失効した場合
- 権利の譲渡の禁止等
  - ✓ 認定企業・団体は、認定ロゴマークの使用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供若しくは転貸又は代理使用を禁止